

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年5月12日(木) 午後1時30分～午後3時
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、小川委員、加園委員、乃一委員、原田委員、森林委員、山田委員 欠 席 者：内野委員、比留間委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (7) その他
議 題	(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて (2) その他 ア 令和4年8月の会議日程について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 今後も引き続き審議する。 (2) ア 8月5日(金) 午前10時から開催する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和4年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。本日は、御多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 本審議会の会議につきましては、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。 本日の会議につきましては、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたので、公開により開催いたします。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ はじめに、報告事項ですが、御異議がなければ、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(6)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括での報告とさせていただきますが、いかがでしょうか。 ○ 異議なし

○ それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(6)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で、事務局に報告を求めます。

● それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(6)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で御報告いたします。

まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」ですが、会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。こちらの表は、令和4年4月30日現在で市長に届出がなされている個人情報取扱業務につきまして、部署ごとの件数をまとめたものでございます。2ページ下の合計欄に記載されておりますとおり、令和4年4月30日現在の個人情報取扱業務は、市長から議長までの各実施機関の合計で627件となっております。

なお、この件数は、報告事項(2)から(4)までで報告させていただきます、個人情報を取り扱う業務の開始・変更・廃止の届出を反映した件数となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」報告いたします。

会議次第の3ページ及び報告資料の3ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は3件です。詳細につきましては、報告資料の3ページに記載されたとおりでございます。なお、保有開始年月日が、昭和61年のもの及び平成28年のものがございしますが、これらは、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

このような古い届出に関しては、以前から御意見をいただいているところがございますので、改めて、頻繁にこのような届出がなされている現状について御説明させていただきます。事務局では、毎年4月及び10月に、事務連絡等で各課に当該届出制度について周知を行っており、これを受けた各課の担当者が見直しを行った結果、過去に届出がなされるべきであったにもかかわらず届出がなされていなかったものが発見され、その都度、届出がされるものでございます。

したがって、このような届出がなされること自体は、事務局が行っております周知の結果であるものと考えておりますが、本来、届出をすべきであった時点で適正な届出がなされなかったことには違いがありませんので、今後も適正な届出について周知を続けてまいります。

なお、周知の時期を4月及び10月としているのは、担当者が替わったときが最もこのような届出の漏れが発見されやすいため、人事異動の時期に合わせているものでございます。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の7ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出がなされた件数は3件です。届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の7ページ及び8ページに記載されたとおりです。

なお、変更年月日が令和2年のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項

について」報告いたします。会議次第の5ページ及び報告資料の11ページを御覧ください。条例第6条第2項の規定に基づき、届出がなされた業務の件数は10件でございます。詳細につきましては、報告資料11ページから15ページまでに記載されたとおりです。なお、廃止年月日が平成25年以前のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の6ページ及び報告資料の19ページを御覧ください。これは、令和3年度に実施された個人情報を利用する業務の件数及び当該事務において利用された個人情報についてまとめたものでございまして、条例第6条第3項の規定に基づき届出がなされた業務件数は、567件でございます。詳細につきましては、報告資料の19ページから46ページまでに記載されたとおりです。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の7ページ及び報告資料の49ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は19件、提供先の合計は90件でございます。詳細につきましては、報告資料49ページから55ページまでのとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

【主な意見等】

- 外部提供のN○6とN○7が重複しているように思います。
- 確認したところ、同一の届出を重複して記載しておりました。N○7を削除し、それに伴い、外部提供の件数が1件減ることとなります。
- 廃止の届出N○1「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における東京都の都市ボランティアへの推薦事務」及びN○2「武蔵村山市東京2020オリンピック聖火リレーボランティア募集業務」において、それぞれ「介助者の有無」及び「障害」を保有することとされていたようですが、その理由を教えてください。
- 開始届出書に保有する項目に関する資料等があったはずですが、手元にはございませんので、後日お調べして報告いたします。

※ 報告として送付した資料の概要

都市ボランティア推薦事務は東京都からの依頼を受けて実施したもので、「介助者の有無」は東京都から当該事務における基本的な収集項目として示されたものです。その趣旨としては、ボランティア参加者の状態によってボランティアへの参加を拒否するような扱いはしないものの、「介助者の有無」を考慮して活動内容の決定及び配置を行う必要があるというものです。

聖火リレーボランティア募集業務については、市独自の事務ですが、内容及び性質が都市ボランティア推薦事務と類似していたこと（リレールート上への侵入防止、歩行者の通路確保など）から、当該事務に準じた扱いをすることとしたものです。

なお、保有項目を「障害」に限定したのは、よりの確な記載とするためです。

- 外部提供のN○1で、「一般廃棄物処理業許可事務等」のために「住民基本台帳事務及び戸籍事務」から提供した項目に「身分事項」とありますが、あまり使われない項目だと思います。これの提供を求められたのはなぜでしょうか。

- 届出を行った所管部署に確認しなければ正確なところは不明ですが、業務の許可をするに際して、その代表者等が制限行為能力者でないことを確認する目的と考えられます。こちらについても、後日確認し、報告させていただきます。

※ 所管部署に確認した結果、事務局の説明のとおりでした。

報告事項

(7) その他

- 報告事項(7)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 報告事項はありません。

議題

(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

○ 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」を議題とし、事務局に説明を求めます。

- それでは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しに係る諮問事項について、説明いたします。

諮問書を1枚めぐり、2 諮問の目的・趣旨を御覧ください。

本市では、平成2年6月に武蔵村山市個人情報保護条例を施行し、各実施機関における個人情報の適切な収集、保管、利用等に努めてまいりました。

一方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報の保護に関する国際的な制度調和等を図るため、いわゆるデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の一部改正により、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人ごとに規律が分かれていたものを、個人情報保護法に一元化することとされました。

一部改正される個人情報保護法ですが、国の行政機関、独立行政法人等に係る規定は、既に本年4月1日から施行されており、地方公共団体に係る規定は、令和5年4月1日から施行されてまいります。

これにより、これまで個人情報保護条例により運用されてきた本市の個人情報保護制度が、個人情報保護法による全国統一ルールにより運用されていくこととなりますが、一部事項につきましては、地域の実情に応じ各地方公共団体の条例で定め得るものとされているため、当該事項につき本市がどのように条例に定め、又は定めないのかを検討する必要があります。

このため、一部改正後の個人情報保護法による本市の個人情報保護制度の在り方について調査審議をいただきたく諮問するものでございます。

次に、諮問事項に入る前に、改正される個人情報保護法の全体像をつかんでいただきたく、本日お配りした「個人情報保護法の改正に伴い生じる本市の個人情報保護制度への主な影響点」を御覧ください。

まず、1ページの個人情報の定義ですが、アンダーラインの部分、条例では、「他の情報と照合することができ」として、照合対象となる情報の範囲を限定していないのに対し、法律では、「容易に照合することができ」とされ、他の情報と容易に照合できないものは個人情報に該当しないという整理になってまいります。

次に、行政機関等匿名加工情報の作成についてですが、これまで本市

においては、条例にこうした規定はございませんでした。法律では、個人情報の保護とデータ流通の両立を図るために、特定の個人を識別させる部分を除去・加工した行政機関等匿名加工情報を作成することができるとされています。

次に、2ページの個人情報の取扱いです。

1 個人情報の保有制限についてですが、条例では、個人情報を、所掌事務を達成するために必要な場合に限り保有することができるとする規定、いわゆるセンシティブ情報の原則保有禁止の規定及び個人情報の原則本人収集の規定がございますが、法律では、個人情報の所掌事務の範囲内での保有に限定する規定はあるものの、センシティブ情報の原則保有禁止の規定や個人情報の原則本人収集の規定はございません。この点について、国の考え方は、四角囲みの部分に記述するように、個人情報の保有は、法令の定める所掌事務の遂行に必要な場合に利用目的の達成に必要な範囲内でのみ認められ、法令上個人情報を保有できる範囲と、取得制限がある条例上での個人情報を保有できる範囲は概ね同様であるとしております。

2 安全確保措置については、ほぼ同様でございます。

3 目的外利用又は外部提供の制限でございますが、大きく異なるのは、法律の②行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合又は保有個人情報の提供を受ける一定の者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、目的外利用又は外部提供をすることができるとする規定でございます。この点について、国の考え方は、四角囲みの部分に記述するように、地方公共団体にも行政機関個人情報保護法と同等の規定を改正個人情報保護法で適用し、相当の理由の具体的な判断に資するために国が定めるガイドライン等に基づく運用を行うことで、個人情報の保護水準を従前から変えることなく、共通ルールの下で運用が図られるとしております。

次に、3ページの下自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求についてです。

こちらは、諮問事項の3及び4でございますので、後ほど説明いたします。

次に、4ページの匿名加工情報の提供制度の導入でございます。

行政機関等匿名加工情報につきましては先ほど説明いたしました、行政機関の長等に、定期的に民間事業者から行政機関等匿名加工情報の利用についての提案を募集することを義務付けるものでございます。ただし、経過措置として、当分の間、この規定は、都道府県及び指定都市について適用され、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することが可能とされております。

次に、個人情報保護審議会の権能でございますが、こちらは、諮問事項の5でございますので、後ほど説明いたします。

次に、その他でございますが、現行は、保有個人情報の開示等を請求できる者は、本人のほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみが認められ、マイナンバーが含まれる保有特定個人情報の場合は任意代理人が含まれておりましたが、法律では、開示等を請求できる者の範囲に任意代理人が加えられることとなります。

次に、諮問書に戻っていただき、諮問事項について説明いたします。

本日お配りした「条例で規定する事項の一覧」も合わせて御覧ください。

い。「条例で規定する事項の一覧」には、1で条例で定める必要がある事項、つまり必ず条例で定めなければならない事項、2で必要に応じて条例で定めることが考えられる事項及び、3で条例で定めることが妨げられるものではない事項から構成され、各表の右端には備考として、諮問している場合はその旨、諮問していない場合はその旨及びその理由を記載しております。

続いて諮問事項の説明をいたします。1事項ずつ質疑の時間を設けますので、御質問がありましたら、その都度お答えいたします。なお、御意見を整理する時間が必要と思いますので、本日は、事務局から諮問事項の概要を説明するに留め、具体的な審議については次回以降にお願いできればと考えております。

まず、諮問事項1「条例要配慮個人情報条例で定める必要性について」を御覧ください。

改正法において、民間事業者においては、思想、信条などの要配慮個人情報、いわゆるセンシティブ情報について、本人同意のない収集の禁止や、本人の事前同意なしで第三者提供できるとする例外、これはいわゆるオプトアウトと呼ばれるものですが、このオプトアウトからの除外といった制限が定められている一方、行政機関等について、センシティブ情報の収集について特別の収集制限規定が設けられておりません。

この点について国の考え方は、行政機関は、事務事業の目的達成に必要な限りでセンシティブ情報も収集・保管しなければならない場合があること等も踏まえ、その考え方を改正法に反映しています。

その上で、改正法では、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるとしています。本市においては、改正法で定める要配慮個人情報のほか、DV、虐待、LGBTに関する相談記録や懲戒処分の履歴等の情報を保有しているため、これらの情報を「条例要配慮個人情報」として条例で規定することも考えられます。

しかし、条例で条例要配慮個人情報を定めた場合でも、その収集については特段の制限規定が設けられておらず、市による取得制限などの固有のルールを付加することが許容されない中で、条例で定める実利が乏しいと考えております。諮問事項1の説明は、以上でございます。

【主な意見等】

- 固有のルールを付加することが許容されないという説明の根拠を教えてください。
- お配りした資料ではないのですが、国から示された事務対応ガイドの中で、条例要配慮個人情報について、取得や提供に係る固有の規定を設けることは、法の趣旨に照らし、認められない旨が記載されています。
- ガイドラインの17ページには、条例で要配慮個人情報の記述等を規定することができると記載されています。固有のルールを設けることが制限されるのであれば、この点が矛盾するように思います。
- 机上配布しました「条例で規定する事項の一覧」の2の1つ目の枠にありますように、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で「要配慮個人情報に相当する記述等」を定めることを認めたものでございます（要配慮個人情報に相当

する記述等を規定することを認めるとする記載であって、固有のルールを付加することを認めたものではありません。)

具体的には、例えば、DV被害者の相談記録等を条例要配慮個人情報として定めることが考えられますが、その場合であっても、法の規定を超えた運用ルールを定めることは認められません。

したがって、事務局としては、諮問事項1の条例要配慮個人情報に当たる記述等を条例で定める実益は乏しいと考えております。

- 非常に難しい問題なので、よく考えて審議をする必要があると思います。
- 今回諮問された件に係る条例は、実施細則のようなものであるため、法を超えた規定を作ることはできないものと考えてよいでしょうか。
- お見込みのとおりです。現状では、個人情報保護条例自体が市における個人情報保護制度の運用の根拠とされているところですが、法施行後は、個人情報保護制度の根拠となる法律を施行するための条例という性質になります。

次に、諮問事項2「法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について」を御覧ください。

改正法にいう個人情報ファイルには、電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの（電子計算機で検索できるようにしたもの）と、氏名、生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの（手作業で検索できるようにしたもの）の2種類がございます。

本市においては、これまで、個人情報を取り扱う業務ごとに、個人情報を取り扱う業務の名称等を記載した届出書の提出を義務付け、これを一覧表形式の「個人情報目録」の形で公表するほか、市役所1階の市政情報コーナーに配架しております。

改正法においては、個人情報ファイルに関する事項を集約した個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けておりますが、本市における改正法への対応としては、従来の業務単位の登録から個人情報ファイル単位の登録に見直すとともに、現行の目録での記載不足項目を追加する必要があります。

その上で、改正法は「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」としてはありますが、どのような個人情報の集合体を市が保有しているのかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセスを容易にするという立法趣旨に照らせば、その役割は法定の個人情報ファイル簿で充足すると考えられることから、個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要はないと考えております。諮問事項2の説明は、以上です。

【主な意見等】

- 現行制度においては、例えば「児童手当に関する事務」の中には、「児童手当の支給」等の細かい事務の区分が存在し、それにより、当該区分ごとに利用される「氏名、年齢等の個人情報の集合体」である個人情報ファイルも複数存在しますが、これらを「児童手当に関する事務」としてまとめ、事務を単位として保有個人情報目録で管理しています。法施行後は、個人情報ファイルごとに管理することとなり、個人情報ファイル簿として公表することとなります。

- 事務局では、事務を単位とした保有個人情報目録を廃止する意向があるとのことですが、その場合、例えば児童手当の事務では、どのような個人情報扱われているかということを知ることはできなくなるのでしょうか。
- 現行制度で使用している保有個人情報目録では、個人情報の利用の目的を記載することとなっております。今後、制度移行により保有個人情報目録を廃止することとなった場合でも、個人情報ファイル簿には、法定の記載事項として、この利用の目的が指定されておりますので、事務単位で検索することについては多少困難となる可能性がありますが、利用の目的から検索することで、おおよそ同等の検索性を保つことができると考えています。
- 現状、個人情報ファイルはどの程度存在するのでしょうか。
- 現行の制度では、個人情報ファイルを管理することとされていないため、その数については把握していません。今後、各課に調査を行い、ファイル簿の整理を行っていくこととなります。
- 今回、次第の1ページ及び2ページに記載されております「個人情報を取り扱う業務の数」は627件となっておりますが、個人情報ファイルを単位として整理する場合、1つの事務で複数のファイルを扱っている場合があることから、これを上回る相当の規模になると予想しています。
- 具体的には、おそらく数千といった単位になると予想しています。ただし、諮問事項2に記載されておりますとおり、個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人に満たない場合、個人情報ファイル簿を作成する義務はございません。
- 1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成しない場合、その管理はどうなるのでしょうか。
- 保有個人情報としては存在しますが、個人情報ファイル簿が作成及び公表されることはありません。審議事項としては、その点をどう考えるかについて議論していただくこととなります。

次に、諮問事項3「改正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要性について」を御覧ください。

開示請求があった場合の処理期限は、現行は、請求があった日の翌日から起算して14日以内に決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度として延長できるとしています。情報公開制度における開示請求も同様としております。

また、訂正請求・利用停止請求については、訂正（利用停止）請求があった日の翌日から起算して30日以内に決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して60日を限度として延長できるとしています。

一方、改正法では、請求があった日から30日以内の決定、正当な理由があるときは30日以内に限り延長できるとしています。

これを図示すると表のようになりますが、改正法の施行後は、開示請求について、現行より処理期限が伸びることになります。この点について、1点目として、一般に、情報公開請求の場合には対象公文書の量が膨大になるケースが生じ得ますが、保有個人情報の開示請求ではそのような事態が生じることは少ないと想定される中で、情報公開条例における処理期限よりも長い期限とする妥当性があるか、2点目として、現行よりも長い処理期限を定めることについて市民の理解を得られるか等を

考慮すると、開示決定の期限を現行と同様とする旨を条例で定めることとしたいと考えております。諮問事項3の説明は、以上です。

【主な意見等】

- 開示請求者は早く知りたいと考えるでしょうから、必ずしも期限を法律に合わせる必要はないと思います。
- 改正法でも条例で規定することが可能とされていますので、本審議会での審議の結果を踏まえ、検討させていただきます。
- 短縮する分には問題ないということによろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。

次に、諮問事項4「条例で定める開示手数料の額について」を御覧ください。

現行は、開示等に係る手数料を無料としつつ、写しの交付をするときは、写しの作成及び送付に要する費用のうち、保有個人情報文書、図画又は写真に記録されている場合の写しの作成に要する費用を除き、開示請求者の負担としております。

改正法では、実費の範囲内において条例で定める額の負担を求めるととされ、その費用負担の仕組みを条例で定めることとされました。

そこで、現行の費用負担の考え方や情報公開制度・行政不服審査制度における写しの作成に要する費用との均衡も考慮し、表のように条例等で定めたいと考えております。諮問事項4の説明は、以上です。

【主な意見等】

- 参考情報ですが、国においては、1件300円の手数を徴収しています。本市では、手数料については無料とし、写しの作成に係る費用については、一部を除き請求者の実費負担としていました。事務局としては、市民の利益に資するため、手数料の有料化はすべきでないと考えています。

次に、諮問事項5「個人情報保護審議会への諮問事項について」を御覧ください。

これまで、センシティブ情報の保有、本人以外のものからの個人情報の収集、目的外利用・外部提供、電子計算組織の結合等については、個人情報保護審議会への諮問・答申を経て実施してまいりました。

しかし、改正法の施行後は、地方公共団体の個人情報保護制度についても法律の規律を適用して、法の解釈を国の個人情報保護委員会が一元的に担うという仕組みとなったところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした判断について、審議会等への諮問・答申により実施することは、法の規律と解釈を個人情報保護委員会が一元的に担うという改正法の趣旨に反するものであり、これまでのように典型的に審議会への諮問・答申を経ることを実施の要件とする条例を定めてはならないとされました。

このため、個人情報保護審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられますが、「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」とされていることから、個人情報保護審議会の機能としての諮問事項をどう考えるかについてであります。

なお、国からは、1点目として、定型的な案件の取扱いについて、国

の法令やガイドラインに沿った「運用ルールの細則」を設定することや、2点目として、地方公共団体が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合に意見を聴くことが特に必要である場合が想定されるとしています。

こうした上で、1点目の「運用ルールの細則」の具体例としては、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、法第62条（利用目的の明示）に基づく利用目的の明示の具体的方法に関する運用ルールを策定する場合等が想定されるとしております。諮問事項5の説明は、以上です。

【主な意見等】

- 審議会が廃止されるというわけではなく、自治体の必要に応じて今後も運用されるということだと思っておりますので、引き続き審議をしていきたいと思っております。
- 専門的な知見が求められることから、審議会の委員には、この分野に精通した人選が必要になると思っております。
- 委員の構成はバランスを考慮して定められていたように思います。
- 国のQ&Aによると、住民代表としての市民のみで審議会を構成することは認められないとあります。一方、専門的な意見に関する市民の反応を伺うことを目的として市民を構成員とすることは妨げられないため、専門的知見を有する構成員と住民代表としての構成員により審議会を組織することは可能とされています。
- 現行制度と同様ということだと理解しました。このことについても、今後も引き続き審議をしたいと思っております。

次に、諮問事項6「情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について」を御覧ください。

本市における情報公開は、武蔵村山市情報公開条例に基づき行われるものであるところ、1点目として、改正法が定める不開示情報であっても情報公開条例で開示することとしている情報として条例で定めるものは改正法が定める不開示情報から除外することや、2点目として、これとは反対に、情報公開条例で非開示とすることとされている情報のうち条例で定めるものは改正法が定める不開示情報とすることを、情報公開制度との整合を図るために可能としています。

こうしたことを踏まえ、改正法と情報公開条例の非開示（不開示）情報を比較すると、図のようになります。

改正法の1号で、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は、右の情報公開条例では個人に関する情報として非開示になるため、両者は一致しています。

次に、改正法の2号で、開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としていますが、右の情報公開条例では個人に関する情報として非開示になるため、両者は一致しています。

次に、改正法の3号で、法人等の情報が不開示情報となっており、情報公開条例と一致しています。

次に、改正法の4号と5号の記載を省略しているのは、4号が国の安全が害される情報等ということで国の機関にのみ適用される規定、5号が犯罪の予防、鎮圧等公共の安全と秩序維持に支障を及ぼす情報ということで国又は都道府県の機関にのみ適用され、市町村の機関には一般的な適用がないため、省略しています。

次に、改正法の6号で、地方公共団体の内部又は相互間での審議、検

討又は協議の情報が不開示情報となっており、情報公開条例と一致しています。

次に、改正法の7号で、地方公共団体の事務事業の適正な遂行に対して支障を及ぼす情報が不開示情報となっており、情報公開条例と一致しています。

最後に、改正法には規定がありませんが、情報公開条例では法令秘情報を非開示情報としていますので、この部分は、改正法の方が開示範囲が広がっています。しかし、本人に係る情報であるにもかかわらず、法令により当該本人に対しても開示することを禁止しているような情報は想定し難く、運用上も、これまで過去に適用した実績がありません。

こうしたことから、条例での措置は必要ないものと考えております。

諮問事項6の説明は、以上です。

【主な意見等】

- 法令秘の適用は想定し難いという説明でしたが、現行の条例に規定されているということは、何らかの想定があったのではないのでしょうか。
- 前提として、改正後の法において法令秘は規定されておらず（このことについて、法では、条例による独自の不開示規定を認めていません。）、あくまで「情報公開条例との均衡を図るために、開示又は不開示を義務付ける独自の規定」を新条例に置くかどうかという点が今回の議題です。
- その上で、法令とは、「法律、政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。」と解釈されており、これらの規定が本人に開示することを明らかに禁止している場合及び法令等の趣旨及び目的から当然に本人に開示することができないと認められる場合には法令秘を適用することとなりますが、本人に対して開示を禁止する趣旨の規定はおそらくないものと事務局では考えています。
- 適用が想定できないということで規定を置かないこととするか、情報公開条例との均衡を保つために置く必要があるかについてきちんと精査した上で判断するのかについては、今後の課題だと思います。
- 最後に、その他でございますが、国から提供される情報は不確定な部分もあり、今後、追加で提供される情報に応じ、諮問事項を追加する場合があります。説明は、以上です。

【審議結果】

- 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」は、今後も引き続き審議を行うこととします。
今後、国等から新たな情報がもたらされた場合、事務局は、その情報を審議会に提供し、及び説明してください。

議題

(2) その他

- 議題(2)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- それでは、議題(2)の「令和4年8月の会議日程について」御説明させていただきます。当該議題は、令和4年度第1回会議の議題(2)のイにおいて、令和4年8月の会議日程については、本日の会議で事務局から再度日程案をお示しした上で、改めて検討していただくこととされたこ

	<p>とから、改めて議題とさせていただいたものです。</p> <p>令和4年8月の会議につきましては、令和4年8月1日（月）から5日（金）のいずれかとさせていただきたいと考えておりますので、改めて日程の調整をお願いいたします。</p> <p>なお、開催の時間につきましては、基本的には、午前であれば10時から、午後であれば1時30分からを予定しておりますが、多少前後にずらすことは可能ですので、必要に応じて御意見をいただければと存じます。</p> <p>また、本日欠席のお一人の委員からは、可能であれば金曜日に設定させていただきたいと伺っておりますことを申し添えます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>【審議結果】</p> <p>○ 議題(2)のAについて 令和4年8月5日（金）午前10時からの開催とします。</p> <p>【その他意見等】</p> <p>○ ガイドライン等は国が作成したものですし、間違っている場合があるとの注釈があることも承知しています。その上で、ガイドライン29ページには、例外的に外部提供が認められる場合の例として、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合等が挙げられていますが、輸血をする場合には、必ず直前に検査をしますし、宗教上の理由等で輸血をしたくないという方もいらっしゃるのので、これを例にするのは適切でないように思います。機会がありましたら、御指摘くださるようお願いいたします。</p> <p>○ その他、69ページ10－5で「届け出なければならぬ」となっており、正しくは「届け出なければならぬ」だと思いますので、併せて申し上げます。</p> <p>○ 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 これで、令和4年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。本日は、大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

庶務担当課	総務部 文書法制課 (内線：385)
-------	--------------------